

○苫小牧市建築基準法施行条例

昭和43年4月1日

条例第11号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 建築物の敷地、構造及び設備

第1節 敷地及び道路（第2条—第4条）

第1節の2 がけ附近の建築物（第4条の2）

第1節の3 日影による中高層の建築物の高さの制限（第4条の3）

第2節 長屋建築物（第5条—第8条）

第3節 構造及び設備（第9条—第14条）

第4節 煙突（第15条・第16条）

第5節 構造強度（第17条・第18条）

第3章 特殊建築物

第1節 学校（第19条・第20条）

第2節 共同住宅及び寄宿舍（第21条—第23条）

第3節 百貨店（第24条—第28条）

第4節 自動車車庫及び自動車修理工場（第29条—第33条）

第5節 ホテル、旅館及び下宿（第34条—第35条の2）

第6節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（第36条—
第46条）

第7節 特別の配慮を要する特殊建築物（第47条—第57条）

第4章 制限の緩和（第58条—第59条）

第5章 手数料（第59条の2—第59条の5）

第6章 雑則（第59条の6・第59条の7）

第7章 罰則（第60条・第61条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第40条（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の敷地、構造及び建築設備に関する制限の付加及び法第43条第3項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加並びに法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に関する指定について定めるほか、手数料の徴収その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 建築物の敷地、構造及び設備

第1節 敷地及び道路

(敷地の形態)

第2条 建築物の敷地が路地状部分のみによつて道路に接する場合には、その路地状部分の幅員は、その路地状部分の長さに応じて、次の表の数値以上としなければならない。ただし、建築物の敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で市長が安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。

路地状部分の長さ	幅員（単位メートル）
15メートル以下の場合	2
15メートルを超え25メートル以下の場合	3
25メートルを超える場合	4

- 2 建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が200平方メートルを超える場合においては、前項の表の数値中「2」とあるのは「3」と、「3」とあるのは「4」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定による路地状部分の幅員は、道路に達するまで有効に保持しなければならない。

(特殊建築物の敷地の形態)

第3条 法別表第1 (い) 欄に掲げる用途に供する特殊建築物 (次の各号に掲げるものを除く。) の敷地は、路地状部分のみによつて道路に接してはならない。

(1) 料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する特殊建築物で、当該用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下のもの

(2) 自動車車庫の用途に供する特殊建築物で、その床面積の合計 (当該特殊建築物が同一敷地内に2以上ある場合においては、その床面積の合計) が50平方メートル以下のもの

2 前項の規定は、同項の路地状部分の幅員が6メートル以上である場合又は同項の路地状部分の幅員が4メートル以上6メートル未満で、かつ、その長さが25メートル以下である場合 (次の各号に掲げる特殊建築物の敷地である場合に限る。) には、適用しない。

(1) 法別表第1 (い) 欄 (二) 項、(四) 項又は(五) 項に掲げる用途に供する特殊建築物 (百貨店、展示場又はダンスホールの用途に供するものを除く。) で、当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下のもの

(2) 自動車車庫の用途に供する特殊建築物 (下宿、共同住宅、寄宿舍、長屋又は一戸建ての住宅に附属するものに限る。) で、その床面積の合計 (当該特殊建築物が同一敷地内に2以上ある場合においては、その床面積の合計) が100平方メートル以下のもの

3 前項の路地状部分の幅員については、前条第1項ただし書及び第3項の規定を準用する。

(大規模建築物の敷地と道路との関係)

第4条 延べ面積 (同一敷地間に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計) が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、道路

に6メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で市長が安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。

第1節の2 がけ附近の建築物

(がけ附近の建築物)

第4条の2 高さが2メートルをこえるがけ（地表面が水平面に対し30度をこえる角度をなす土地をいう。以下この条において同じ。）に接し、又は近接する敷地に建築物（延べ面積が10平方メートル以内の物置、納屋、畜舎その他これらに類するものを除く。以下この条において同じ。）を建築する場合にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、当該建築物の外壁面とがけとの間に、がけ上にあつてはがけの下端から、がけ下にあつてはがけの上端からがけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。

- (1) がけの形状又は土質により建築物の安全上支障がないと認められる場合
- (2) がけにがけ崩れ等の生ずるおそれのない構造の擁壁を設ける場合又はこれに代わる措置を講ずる場合
- (3) がけ下に建築物を建築する場合において、当該建築物の主要構造部の全部若しくは一部を鉄筋コンクリート造若しくはこれに類する構造とすることによつて建築物の安全上支障がないと認められるとき、又はがけと当該建築物との間に適当な流土止めを設けるととき。

第1節の3 日影による中高層の建築物の高さの制限

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第4条の3 法第56条の2第1項の規定により、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域並びに近隣商業地域及び準工業地域のうち都市計画で定める建築物の容積率が10分の20であ

る地域とし、それぞれの区域において日影となる部分を生じさせてはならない水平面の平均地盤面からの高さとして指定する高さは4メートルとし、それぞれの区域において日影となる部分を生じさせてはならない時間を定める号として指定する号は法別表第4（に）欄の（二）の号とする。

第2節 長屋建築物

（長屋の出入口と道路）

第5条 長屋の各戸の主要な出入口は、道路（都市計画区域以外の区域にあつては、道を含む。以下同様とする。）又は道路に通ずる幅員3メートル（2以下の戸の専用する通路については2メートル）以上の敷地内の通路に面しなければならない。

（長屋の形態及び戸数）

第6条 木造の長屋（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）は、6戸建て以下又は延べ面積が500平方メートル以下で、かつ、2階建て以下でなければならない。ただし、1階の主要構造部が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第112条第1項の1時間準耐火基準に適合する準耐火構造（第14条及び第32条第1項において「1時間準耐火構造」という。）の場合においては、3階建てとすることができる。

第7条 削除

（重ね建ての長屋の内装）

第8条 重ね建ての長屋は、階段室の壁を令第114条第1項の規定による構造とするほか、主要構造部が準耐火構造又は不燃材料で造られていない場合は、階下の天井又はこれに相当する部分及び階段裏の仕上げを準不燃材料（金属板を除く。）でしなければならない。

第3節 構造及び設備

（住宅の防寒構造）

第9条 住宅は、規則で定めるところにより防寒構造とするように努めなければならない。

(排水設備の凍結防止)

第10条 建築物に設ける排水の配管設備（し尿浄化槽を含む。）は、凍結しない構造とするようにつとめなければならない。

(氷雪の落下による危害防止)

第11条 道路境界線又は隣地境界線に近接していて氷雪の落下による危害を生じるおそれのある建築物には、雪止めを設け、かつ、屋根又は天井を第9条に定める構造とする等雪滑り及び氷の落下を防止するため有効な措置を講じなければならない。

(避難施設)

第12条 木造の建築物（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）で3階以上の階に居室を有するものには、その居室を有する階から地上に直通する屋外階段又は建築物に固定した鉄製はしご等の屋外避難施設を設けなければならない。

第13条 令第5章又はこの条例の規定により建築物に設ける屋外の出入口、非常口、屋外階段等の避難施設は、積雪、凍結等により避難に支障をきたすことのない構造としなければならない。

(地階の構造等)

第14条 防火地域又は準防火地域内においては、耐火建築物又は準耐火建築物（規則で定めるものを除く。）以外の建築物の地階（居室を有しないものを除く。）は、次の各号によらなければならない。

(1) 主要構造部を1時間準耐火構造とし、1時間準耐火構造の部分とその他の部分とは1時間準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画すること。

(2) 直接道路又は道路に通じる幅員1.5メートル以上の敷地内の道路に通じる階段を設けること。

2 前項の場合において、地階の居室部分とその他の部分とを1時間準耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画した場合は、居室部分以外の部分につい

ては、同項の規定は、適用しない。

第4節 煙突

(煙突)

第15条 建築物に設ける煙突（鉄板その他これに類するもので造られたものを除き、高さ3メートル以上のものに限る。）は、構造計算によつて、その構造が安全であることが確かめられたものでなければ、設けてはならない。ただし、次に定める構造耐力を有するものにあつては、この限りでない。

(1) 組積造又は無筋コンクリート造の煙突であつて、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の基礎に緊結している鉄材の支わくをもつて安全上支障のないように補強されているもの

(2) 鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造と組積造とを併用する構造又は補強コンクリートブロック造の煙突であつて、高さが10メートル以下で、かつ、その水平断面が長方形のもので次のアからウまでに定めるところによるもの

ア 主筋の径及び本数、帯筋の径並びに帯筋の間隔が次の表に掲げる数値であるもの

煙突の高さ	主筋の径及び本数	帯筋の径	帯筋の間隔
6メートル以下のもの	径9ミリメートル以上のもの4本以上	径6ミリメートル以上のもの	30センチメートル以下
6メートルを超え8メートル以下のもの	径13ミリメートル以上のもの4本以上		
8メートルを超え10メートル以下のもの	径16ミリメートル以上のもの4本以上	径9ミリメートル以上のもの	

イ 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが3センチメートル（当該コンクリートがれんが、コンクリートブロック、陶管等に接する場合にあつては、2センチメートル）以上であるもの

ウ 煙突の基礎が鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造であるもの

2 建築物に設ける煙突は、令第115条の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。

(1) 組積造（補強コンクリートブロック造を含む。次号において同じ。）の煙突には、その内部に陶管の類の煙道を差し込み、組積造とのすき間をモルタルの類で埋めること。

(2) 組積造、無筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造等の煙突の差込口を木造の壁に接して設けるときは、その煙突の縦煙道とめがね石の差込口との間を陶管の類の煙道で接続すること。

(3) めがね石の穴の上端は、天井から30センチメートル以上離すこと。ただし、天井が準不燃材料（金属板を除く。）で造られ、又は覆われている場合は、この限りでない。

(4) 煙突の屋上に突出する部分又は軒先に近接する部分が雪滑り等によつて損壊されるおそれのあるときは、その防止に有効な小屋根等を設けること。

3 建築物に設ける煙突は、発煙等による検査により、その施工が完全であることが確かめられたものでなければならない。

第16条 削除

第5節 構造強度

第17条 削除

（建築物等における応力度）

第18条 建築物につき令第82条第2号に規定する長期及び短期の各応力度を計算するときは、同号の規定にかかわらず、次の表に掲げる式によらなければならない。

力の種類	荷重及び外力について 想定する状態	計算式	備考
長期に生じる力	常時	$G+P$	
	積雪時	$G+P+S$	

短期に生じる力	積雪時	$G+P+S$	
	暴風時	$G+P+W$	建築物の転倒、柱の引き抜き等を検討する場合においては、Pについては、建築物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
		$G+P+0.5S+W$	
	地震時	$G+P+0.5S+K$	
この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。 G 令第84条に規定する固定荷重によつて生じる力 P 令第85条に規定する積載荷重によつて生じる力 S 令第86条に規定する積雪荷重によつて生じる力（短期に生じる力の積雪時の状態以外の長期及び短期の各応力度を計算する場合は、市長が定める方法により計算した積雪荷重によつて生じる力） W 令第87条に規定する風圧力によつて生じる力 K 令第88条に規定する地震力によつて生じる力			

2 建築設備又は法第88条第1項に規定する工作物につき令第129条の2の3第3号又は令第139条第1項第4号イ（令第141条第2項及び第143条第2項において準用する場合に限る。）に規定する構造計算をする場合は、規則で定めるところによらなければならない。

第3章 特殊建築物

第1節 学校

（教室等の出入口）

第19条 木造の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）

第3項において「木造の学校」という。)の教室その他幼児、児童又は生徒を収容する室(廊下又は広間の類に面する壁がなく、開放されているものを除く。)で床面積が50平方メートルを超えるものは、2以上の出入口を設けなければならない。

2 前項の出入口は、廊下、広間の類又は屋外に面して設けなければならない。

3 木造の学校の特別教室にあつては、前項の規定にかかわらず、第1項の出入口の一を隣接する室を通じて廊下、広間の類又は屋外に面して設けることができる。

(木造校舎と隣地境界線との距離)

第20条 床面積の合計が1,000平方メートルを超える木造の学校の校舎の本屋(耐火建築物又は準耐火建築物を除く。)の外壁又はこれに代わる柱の面と隣地境界線との距離は、4メートル以上としなければならない。ただし、公園、広場、水面その他これらに類するものに面し、市長が防火上支障がないと認めた部分については、この限りでない。

第2節 共同住宅及び寄宿舍

(主要な出入口)

第21条 共同住宅又は寄宿舍の主要な出入口は、道路に面して設けなければならない。ただし、道路に通じる幅員3メートル以上の敷地内の通路に面する場合は、この限りでない。

第22条 削除

(上階に共同住宅又は寄宿舍を設ける主要構造部が準耐火構造でない建築物)

第23条 主要構造部が準耐火構造でない遊技場、ダンスホール、キャバレー、料理店、飲食店又は公衆浴場(以下この条において「遊技場等」という。)の上階に共同住宅又は寄宿舍でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものを設けるときは、遊技場等の天井(天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。)及び壁の室内に面する

部分並びに遊技場等に面する階段裏を不燃材料（金属板を除く。）で仕上げなければならない。

- 2 主要構造部が準耐火構造でない建築物（前項の規定の適用を受ける遊技場等を除く。）の上階に共同住宅又は寄宿舍を設けるときは、当該建築物の天井及び壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料（金属板を除く。）でしなければならない。
- 3 前2項の規定は、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものと及び令第126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた建築物の部分については、適用しない。

第3節 百貨店

（道路との関係）

第24条 百貨店でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものは、2以上の道路に面しなければならない。ただし、その敷地の外周の3分の1以上が道路に接している場合その他建築物の周囲の状況により市長が安全上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

（前面の寄り付き等）

第25条 前条の百貨店の主要な出入口の前面には、その間口が出入口の幅の2倍以上、かつ、奥行4メートル以上の寄り付き又は空地を設けなければならない。

第26条から第28条まで 削除

第4節 自動車車庫及び自動車修理工場

（適用除外）

第29条 次条及び第31条の規定は、次の各号に掲げる場合における当該自動車車庫及び自動車修理工場には、適用しない。

- （1） 同一敷地内にあるすべての自動車車庫の床面積の合計が50平方メートル以下である場合

(2) 同一敷地内にあるすべての自動車修理工場の床面積の合計が30平方メートル以下である場合

2 第32条及び第33条の規定は、次の各号に掲げる自動車車庫及び自動車修理工場には、適用しない。ただし、第32条第3項（第1号及び第3号を除く。）の規定は、第1号に掲げる自動車車庫で上階に住戸又は住室を有するものには、適用する。

(1) 自動車車庫で床面積の合計が50平方メートル以下のもの（第3号に掲げるものを除く。）

(2) 自動車修理工場で床面積の合計が30平方メートル以下のもの

(3) 燃料を使用しない自動車を格納する自動車車庫
(敷地と道路との関係)

第30条 自動車車庫（消防の用に供するものを除く。）又は自動車修理工場の敷地の自動車の出入口は、次の各号のいずれかに該当する箇所に設けてはならない。ただし、自動車車庫又は自動車修理工場の敷地の自動車の出入口で周囲の状況により、市長が安全上支障がないと認めたものについては、この限りでない。

(1) 幅員6メートル未満の道路

(2) 交差点又は曲がり角からの距離5メートル以内の箇所

(3) 踏切からの距離10メートル以内の箇所

2 自動車車庫の敷地で、自動車の出入口の道路境界線から2メートルの範囲の部分に、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める幅の空地を確保した場合は、前項第1号の規定は適用しない。

自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計	自動車の出入口の空地の幅
50平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	自動車の出入口の中心から前面道路に向かって左右にそれぞれ2メートル
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	自動車の出入口の中心から前面道路に向かって左右にそれぞれ3メートル

トル以下のもの

つて左右にそれぞれ3メートル

(前面の空地)

第31条 自動車修理工場で自動車の出入口が道路に面するものは、その出入口の前面に奥行4メートル以上の空地を設けなければならない。

(構造)

第32条 床面積の合計が100平方メートルを超える自動車車庫又は自動車修理工場で次の各号のいずれかに該当するものは、その主要構造部（直上に階のある場合は、その直上の床を含む。）及びその下階の部分の主要構造部を1時間準耐火構造（最上階から数えた階数が5以上の階の部分の主要構造部にあつては、特定主要構造部を耐火構造、特定主要構造部以外の主要構造部を1時間準耐火構造）としなければならない。

(1) 直上に2以上の階を有するもの

(2) 直上に床面積の合計が100平方メートルを超える住戸又は住室を有するもの

(3) 第1階以外の階にあるもの

2 主要構造部が準耐火構造でない自動車車庫又は自動車修理工場で直上階に居室を有するものは、その天井（天井のない場合においては、屋根）及び壁を不燃材料（金属板を除く。）で仕上げなければならない。

3 自動車車庫又は自動車修理工場の構造設備は、次の各号によらなければならない。

(1) 床及びピットは、耐水材料で造り、汚水排除の設備を設けること。
ただし、自動車車庫でカタピラを有する自動車のみの用に供するもの又は自動車修理工場で作業の性質上やむを得ない部分については、この限りでない。

(2) 直接外気に接する適当な換気口又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 法第22条第1項の市街地の区域内においては、外壁の窓又は出入口のうちで延焼のおそれのある部分には、法第2条第9号の2ロに規定す

る防火設備を設けること。ただし、令第136条の9第1号に規定する開放的簡易建築物に該当する自動車車庫であつて、令第136条の10第3号に規定する基準に適合するものについては、この限りでない。

(他の用途部分との区画)

第33条 建築物の一部に自動車車庫又は自動車修理工場を設ける場合は、次の各号によらなければならない。

- (1) 自動車修理工場の部分とその他の部分は、準耐火構造の壁で区画し、開口部には法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けること。
- (2) 自動車車庫又は自動車修理工場の床及び天井には、その他の部分に通じる開口部を設けないこと。ただし、消防の用に供する自動車車庫については、この限りでない。

2 自動車車庫又は自動車修理工場に接続して事務室、工具室、休憩室等（以下この項において「事務室等」という。）がある場合は、当該事務室等を当該自動車車庫又は自動車修理工場の一部とみなして、前条（第3項第1号を除く。）及び前項の規定の全部を適用することができる。

第5節 ホテル、旅館及び下宿

(階段)

第34条 ホテル、旅館又は下宿においては、居室の床面積の合計が100平方メートルをこえる地上階から避難階に通ずる階段のうちの一は、次の各号によらなければならない。

- (1) 階段及び踊場の幅は、1.2メートル以上とすること。
- (2) けあげ20センチメートル以下、踏面24センチメートル以上とすること。

(廊下の幅)

第35条 ホテル、旅館又は下宿における居室の床面積の合計が100平方メートルをこえる階の客の用に供する廊下の幅は、1.2メートル以上としなければならない。ただし、浴室若しくは便所の類又は2以下の宿泊室に専用

するものについては、この限りでない。

(ホテル又は旅館の避難施設)

第35条の2 5階以上の階に宿泊室を有するホテル又は旅館においては、当該5階以上の階にある宿泊室の出口から直通階段（当該階から避難階又は地上に通ずるものに限る。）又は非常用の昇降機若しくは避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに至る通常の歩行経路は、重複区間を有しない2以上のものとしなければならない。ただし、宿泊室から避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに直接避難できる場合は、この限りでない。

第6節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

(客席部の定員の算定方法)

第36条 この節の規定において、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物（以下この節において「興行場等」という。）の客席部の定員は、次に掲げる数値の合計とする。

(1) 個人別に区画されたいす席を設ける部分については、当該いす席の数に対応する数値

(2) 長いす式のいす席を設ける部分については、当該いす席の正面の幅を40センチメートルで除して得た数値

(3) 座り席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.3平方メートルで除して得た数値

(4) 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数値

(5) 使用形態が特定できない部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数値

2 前項第2号から第5号までに掲げる数値に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(敷地と道路との関係)

第 3 7 条 興行場等の敷地は、次の表の左欄に掲げる客席部の定員の合計の区分に応じ当該右欄に定める数値以上の幅員を有する道路に接しなければならない。

客席部の定員の合計	幅員
400人以下のもの	6メートル
400人を超え1,000人以下のもの	8メートル
1,000人を超えるもの	10メートル

(前面の空地)

第 3 8 条 興行場等（主階が避難階にあるものに限る。）の屋外への主要な出入口の前面には、次の各号に定めるところにより空地を設けなければならない。

(1) 奥行き（主要な出入口を有する外壁に直角の方向の長さをいう。）

は、次の表の左欄に掲げる主階が避難階にある客席部の定員の合計の区分に応じ当該中欄又は右欄に定める数値以上とすること。

主階が避難階にある客席部の定員の合計	主要な出入口が道路に面する場合	主要な出入口が道路に面しない場合
400人以下のもの	2.0メートル	5.0メートル
400人を超え1,000人以下のもの	2.5メートル	6.5メートル
1,000人を超えるもの	3.0メートル	8.0メートル

(2) 幅は、主要な出入口の幅の2倍以上とすること。

2 興行場等の前面に設ける寄り付きで、次に掲げる要件に該当するものは、前項の規定の適用については、空地とみなす。

(1) 柱及び壁を有しないこと。

(2) 3メートル以上の高さを有すること。

(客用の出入口等)

第 3 9 条 興行場等の客の用に供する出入口は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 避難上有効な位置に2以上設けること。
 - (2) 幅は、1メートル以上とすること。
 - (3) 幅の合計は、0.8センチメートルに客席部の定員の数に乗じて得た数値以上とすること。
 - (4) 避難階における直通階段から通じる出入口の幅の合計は、当該直通階段の幅の合計以上とすること。
- 2 前項の出入口で屋外へのもの又は屋外階段から通じる敷地内の通路の幅員は、その通路の部分を使用する屋外への出入口及び屋外階段の幅の合計以上としなければならない。
- 3 前項の通路は、道路、公園、広場その他これらに類する空地に避難上有効に通じるように設けなければならない。
- (客用の直通階段)

第40条 興行場等の客の用に供する避難階又は地上に通じる直通階段は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 避難上有効な位置に設けること。
 - (2) 各階における直通階段の幅の合計は、0.8センチメートルにその直上階以上の階（地階にあつては、当該階以下の階）にある客席部の定員の合計数に乗じて得た数値（直通階段を特別避難階段又はバルコニー付きの屋外に設ける避難階段としたときは、0.8センチメートルに客席部の定員の合計数の最大の階における当該合計数に乗じて得た数値）以上とすること。
 - (3) 踊り場の幅は、当該直通階段の幅以上とすること。
- 2 前項の直通階段で客席部から直接進入するもの及び客席部が避難階から6メートルを超える下方にある場合のものは、特別避難階段又は屋外に設ける避難階段としなければならない。
- (客用の廊下)

第41条 興行場等の客の用に供する廊下の幅は、次の各号に定めるところに

よらなければならない。

(1) 1. 2メートル以上とすること。

(2) 当該廊下の部分を使用する客席部の出入口の幅の合計の4分の3以上とすること。ただし、避難上支障がない場合は、この限りでない。

2 前項の廊下に客席部の出入口から行き止まりとなる部分がある場合は、その部分の長さは、10メートル以下としなければならない。

3 第1項の廊下に高低差がある場合は、10分の1以下の勾配^{こう}とし、3段以下の段を設けてはならない。

(客用の客席部の出入口)

第42条 興行場等の客の用に供する客席部の出入口は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 避難上有効な位置に設けること。

(2) 次の表の左欄に掲げる区画された客席部の部分ごとの定員の区分に応じ当該右欄に定める数値以上設けること。

区画された客席部の部分ごとの定員	出入口の数
30人未満のもの	1
30人以上300人未満のもの	2
300人以上600人未満のもの	3
600人以上1,000人未満のもの	4
1,000人以上のもの	5

(3) 幅は、1メートル以上とすること。

(4) 幅の合計は、0.8センチメートルに区画された客席部の部分ごとの定員の数に乗じて得た数値以上とすること。

(客席部の構造)

第43条 興行場等の客席部の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) いす席は、いすの前後間隔（前席いすの最後部と後席いすの最前部

との間で通行に使用できる部分の間隔をいう。次条において同じ。)を35センチメートル以上とすること。

(2) 立見席は、客席部の後方に設け、通路の一部としないこと。

(3) 立見席の前面、主階以外の階にある客席部の前面及び前段との高さの差が50センチメートル以上の段床に設ける客席の前面には、高さが75センチメートル以上の手すり等を設けること。

第44条 興行場等の客席がいす席の場合の客席部の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 客席の横列8席(いすの前後間隔が35センチメートルを超えるときは、8席に1センチメートルを増すごとに1席を加えた席数)以下ごとに両側に縦通路を設けること。ただし、客席の横列が4席(いすの前後間隔が35センチメートルを超えるときは、10席を限度として、4席に2センチメートルを増すごとに1席を加えた席数)以下の場合は、片側のみとすることができる。

(2) 縦通路の幅は、客席がその両側にある場合にあっては80センチメートル(0.6センチメートルに避難の際に当該縦通路を通過すると想定される人数を乗じて得た数値が80センチメートルを超えるときは、その数値)以上、客席がその片側のみにある場合にあっては60センチメートル(0.6センチメートルに避難の際に当該縦通路を通過すると想定される人数を乗じて得た数値が60センチメートルを超えるときは、その数値)以上とすること。

(3) 客席の縦列が20席を超える場合は、縦列20席以下ごとに横通路を設け、その幅は、1メートル(0.6センチメートルに避難の際に当該横通路を通過すると想定される人数を乗じて得た数値が1メートルを超えるときは、その数値)以上とすること。

(4) 縦通路の最前部及び最後部は、横通路に連結し、又は客席部の出入口に直通すること。ただし、縦通路の最前部又は最後部から横通路又は客

席部の出入口までの長さが10メートル以下であつて、構造上やむを得ず、かつ、避難上支障がない場合は、この限りでない。

(5) 横通路の両端は、客席部の出入口に直通すること。ただし、横通路の両端から客席部の出入口までの長さが10メートル以下であつて、構造上やむを得ず、かつ、避難上支障がない場合は、この限りでない。

2 前項第3号から第5号までの規定は、客席部の両側に縦通路を設け、かつ、次の表の左欄に掲げる横列の客席数の区分に応じ当該右欄に定める縦列の客席数以下ごとに客席部の両側に出入口を設けた場合には、適用しない。

横列の客席数	縦列の客席数
8席以下	15席
9席以上12席以下	10席
13席以上20席以下	6席
21席以上31席以下	4席
32席以上	3席

3 興行場等の客席が座り席の場合は、それぞれの座り席は、幅が40センチメートル（0.6センチメートルに避難の際に当該縦通路又は横通路を通過すると想定される人数を乗じて得た数値が40センチメートルを超えるときは、その数値）以上の縦通路又は横通路に面しなければならない。

4 前3項に規定する縦通路又は横通路に高低差がある場合は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 傾斜路とする場合は、^{こう}勾配を10分の1（通路に手すり等を設けた場合は、8分の1）以下とすること。

(2) 階段状とする場合は、けあげを18センチメートル以下とし、かつ、踏面を26センチメートル以上とすること。

5 興行場等の客席部の縦通路の高低差が3メートルを超える場合は、その高低差3メートル以内ごとに横通路又は廊下若しくは階段に連絡するずい道に通じさせなければならない。ただし、縦通路の^{こう}勾配が5分の1以下の場合は、

この限りでない。

(施設の共用)

第45条 建築物の一部に設ける興行場等については、この節の規定による敷地内の通路、出入口、階段及び廊下は、他の用途に供する部分の状況により、市長が安全上及び衛生上支障がないと認めた場合は、当該部分に係るものと共用することができる。

(制限の緩和)

第46条 この節の規定は、用途又は規模により安全上、防火上及び衛生上支障がないと市長が認める観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物には、適用しないことができる。

2 第43条及び第44条の規定は、特殊の設計又は設備により安全上支障がないと市長が認める興行場等には、適用しない。

第7節 特別の配慮を要する特殊建築物

(適用の範囲)

第47条 この節の規定は、次に掲げる特殊建築物に適用する。

(1) 学校、博物館、美術館、図書館、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。第49条第4項において同じ。）、児童福祉施設等（令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。第49条第4項において同じ。）、公会堂又は集会場の用途に供する建築物

(2) 飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物であつて、当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの

(3) 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、遊技場、公衆浴場、ホテル又は旅館の用途に供する建築物であつて、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

(4) 第2号に規定する用途及び前号に規定する用途に併せて供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物

(利用者用の屋外への出入口等)

第48条 前条各号に掲げる建築物を当該建築物の用途に利用する者（以下この節において「利用者」という。）の用に供する避難階における屋外への主要な出入口のうち1以上の出入口の幅は、80センチメートル以上としなければならない。

2 前項の出入口と道路との間の利用者の通行の用に供する部分に高低差がある場合には、次の各号に定める構造の傾斜路を設けなければならない。

(1) 幅は、1.2メートル（積雪、凍結等に有効な融雪施設その他これに類するものを設けた場合は、90センチメートル）以上とすること。

(2) 勾配は、15分の1（積雪、凍結等に有効な融雪施設その他これに類するものを設けた場合は、12分の1）以下とすること。

(3) 手すりを設けること。

(利用者用の廊下等)

第49条 利用者の用に供する廊下の幅は、1.2メートル以上としなければならない。

2 前項の廊下のうち、その延長（他の廊下と交差する廊下にあつては、当該交差する部分の中心からの延長）が25メートルを超えるものであつて、避難階にあるもの又は居室の床面積の合計が200平方メートルを超える階にあるものは、幅及び奥行きが1.4メートル以上の部分を、当該廊下の端から10メートル以内に設けるほか、当該廊下におけるその部分の間隔が50メートル以内となるように設けなければならない。

3 第1項の廊下その他これに類するもので利用者の通行の用に供する部分に高低差がある場合は、次の各号に定める構造の傾斜路を設けなければならない。

(1) 幅は、90センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、8分の1）以下とすること。

4 病院、診療所又は児童福祉施設等のうち身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、老人福祉施設、有料老人ホーム若しくは障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム若しくは障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（これらの施設のうち身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者を対象とするものに限る。）の利用者の用に供する廊下には、手すりを設けなければならない。

（利用者用の階段）

第50条 利用者の用に供する階段は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- （1） 避難階又は地上に通じる直通階段にあつては、回り段を設けないこと。
- （2） 手すりを設けること。

（利用者用の居室の出入口）

第51条 利用者の用に供する居室の出入口のうち1以上の出入口は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- （1） 幅は、80センチメートル以上とすること。
- （2） 床面には、段を設けないこと。

（利用者用の便所）

第52条 利用者の用に供する便所は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- （1） 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- （2） 出入口の床面には、段を設けないこと。
- （3） 1以上の大便器及び小便器に手すりを設けること。

（制限の緩和）

第53条 第48条から前条までの規定は、これらの規定を適用する場合と同

等以上に安全上支障がないと市長が認める第47条各号に掲げる建築物には、適用しない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第54条 法第3条第2項の規定により第48条から第52条までの規定の適用を受けない第47条各号に掲げる建築物又はその部分について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、当該増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする部分以外の部分に対しては、第48条から第52条までの規定は、適用しない。

第55条から第57条まで 削除

第4章 制限の緩和

(仮設興行場等に対する制限の緩和)

第58条 法第85条第6項に規定する仮設興行場等で、消火及び避難に有効な幅員5メートル以上の空地を周囲に有するものについては、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めてその建築を許可する場合においては、第18条、第37条、第38条、第39条第2項及び第3項、第41条、第43条、第44条並びに第49条第3項第2号の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、法第85条第7項に規定する仮設興行場等で、消火及び避難に有効な幅員5メートル以上の空地を周囲に有するものについて、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて、その建築を許可する場合について準用する。

(耐火設計された建築物に対する制限の特例)

第58条の2 令第108条の4第3項に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第6条ただし書、第8条、第14条、第23条第1項及び第2項、第32条第1項並びに第33条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 令第108条の4第4項に該当する建築物に対する第14条及び第33条

第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、第6条ただし書、第8条、第23条第1項及び第2項並びに第32条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

(避難上の安全の検証を行う区画部分に対する制限の特例)

第58条の3 令第128条の7第1項に該当する区画部分（同項に規定する区画部分をいう。）については、第23条第1項及び第2項（令第128条の4第4項に規定する内装の制限を受ける調理室等に係る部分を除く。次条及び第58条の5において同じ。）の規定は、適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する制限の特例)

第58条の4 令第129条第1項に該当する建築物の階については、第23条第1項及び第2項、第35条、第35条の2、第41条第1項及び第2項、第42条並びに第45条（敷地内の通路及び階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する制限の特例)

第58条の5 令第129条の2第1項に該当する建築物については、第23条第1項及び第2項、第32条第1項、第33条第1項、第34条第1号、第35条、第35条の2、第39条第1項、第40条、第41条第1項及び第2項、第42条並びに第45条（敷地内の通路に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

(一の敷地とみなすことによる制限の緩和)

第58条の6 法第86条第1項から第4項まで（これらの規定を法第86条の2第8項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により市長の認定又は許可を受けた建築物に対する第3条、第4条、第5条、第21条、第24条、第30条、第37条又は第39条第3項の規定の適用については、当該建築物に係る法第86条第1項から第4項までに規定

する一団地又は一定の一団の土地の区域を当該建築物の一の敷地とみなす。

- 2 前項に規定する建築物に対する第11条、第31条、第38条第1項第1号の表及び第48条第2項の規定の適用については、第11条中「道路境界線」とあるのは「道路境界線及び法第86条第1項若しくは第2項の規定による認定又は法第86条第3項若しくは第4項の規定による許可に係る敷地内の通路の境界線」と、第31条、第38条第1項第1号の表及び第48条第2項中「道路」とあるのは「道路又は法第86条第1項若しくは第2項の規定による認定若しくは法第86条第3項若しくは第4項の規定による許可に係る敷地内の通路」とする。

(建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する
場合の制限の緩和)

第58条の7 建築物の用途を変更して法第87条の3第6項に規定する興行場等とする場合における当該興行場等について、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、同項の規定による許可をする場合においては、第37条、第38条、第39条第2項及び第3項、第41条、第43条、第44条並びに第49条第3項第2号の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定は、建築物の用途を変更して法第87条の3第7項に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等について、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて、同項の規定による許可をする場合について準用する。

(敷地の形態及び敷地と道路との関係等の特例)

第59条 法第43条第2項第1号の規定により市長の認定を受けた建築物又は同項第2号の規定により市長の許可を受けた建築物に対する第2条第1項及び第3項、第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第14条第1項第2号、第21条、第30条第1項第1号及び第2項、第31条、第37条、第38条第1項第1号の表、第39条第3項並びに第48条第2項の規定の適用については、第2条第1項及び第3項、第3条第1項及び第2項、第4

条、第21条、第30条第1項第1号、第31条、第37条、第38条第1項第1号の表、第39条第3項並びに第48条第2項中「道路」とあるのは「法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道又は同項第2号の規定による許可に係る道若しくは道路若しくは道に通じる通行可能な空地若しくは通路」と、第5条中「道路（都市計画区域以外の区域にあつては、道を含む。以下同様とする。）又は道路」とあるのは「法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道若しくは同項第2号の規定による許可に係る道若しくは道路若しくは道に通じる通行可能な空地若しくは通路又はこれら」と、第14条第1項第2号中「道路又は道路」とあるのは「法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道若しくは同項第2号の規定による許可に係る道若しくは道路若しくは道に通じる通行可能な空地若しくは通路又はこれら」と、第30条第2項中「道路境界線」とあるのは「法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道又は同項第2号の規定による許可に係る道若しくは道路若しくは道に通じる通行可能な空地若しくは通路の境界線」と、同項の表中「前面道路」とあるのは「前面の法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道又は同項第2号の規定による許可に係る道若しくは道路若しくは道に通じる通行可能な空地若しくは通路」とする。

- 2 前項の規定により第2条第1項及び第3項並びに第3条第1項及び第2項の規定を適用する場合において、当該建築物の敷地が路地状部分のみによつて法第43条第2項第2号の規定による許可に係る道路又は道に通じる通行可能な空地又は通路（以下「通行可能な空地等」という。）に接するときは、当該路地状部分の長さとは通行可能な空地等の長さを合計した長さをもつて、第2条第1項及び第3項並びに第3条第1項及び第2項の規定における路地状部分の長さとする。

第5章 手数料

（確認申請等手数料）

第59条の2 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含

む。)の規定による確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知の際に、1件につき、別表1の左欄の床面積の合計の区分に対応する同表の右欄に定める額(以下「基本額」という。)の手数料を納入しなければならない。

ただし、申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について次項各号に掲げる場合の区分に応じた当該各号に定める額を、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をする場合においては、一の建築物につき別表1の2の左欄の用途の区分に対応する同表の右欄に定める額を、それぞれ基本額に加算した額の手数料を納入しなければならない。

- 2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知の際に、1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納入しなければならない。

(1) 建築設備を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。) 15,000円

(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 9,000円

- 3 法第88条第1項及び第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第2項の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知の際に、1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納入しなければならない。

(1) 工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。) 14,000円

(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 9, 000円

(完了検査申請等手数料)

第59条の3 法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知の際に、1件につき、別表2の左欄の床面積の合計の区分にそれぞれ対応する同表の右欄に定める額（申請又は通知に係る建築物に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該額に第3項に定める額を加算した額）の手数料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第7条の3第5項又は第18条第30項の中間検査合格証の交付を受けた後、法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知の際に、1件につき、別表3の左欄の床面積の合計の区分にそれぞれ対応する同表の右欄に定める額（申請又は通知に係る建築物に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該額に次項に定める額を加算した額）の手数料を納入しなければならない。

3 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知の際に、1件につき、16,000円の手数料を納入しなければならない。

4 法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第20項の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知の際に、1件につき、13,000円の手数料を納入しなければならない。

(中間検査申請等手数料)

第59条の3の2 法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第28項の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知の際に、1

件につき、別表４の左欄の床面積の合計の区分にそれぞれ対応する同表の右欄に定める額の手数料を納入しなければならない。

（その他の手数料）

第５９条の４ 別表５の左欄に掲げる指定、許可、認定又は指定、許可若しくは認定の取消しの申請をしようとする者は、申請の際に、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納入しなければならない。

（手数料の免除、延納及び還付）

第５９条の５ 市長は、公益上必要があると認めるとき又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

２ 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料の延納を認めることができる。

３ 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長は、申請をした者がその責めに帰することができない理由により申請を取り下げた場合その他相当と認める場合は、手数料の全部又は一部を還付することができる。

第６章 雑則

（確認、許可等の取消し）

第５９条の６ 虚偽の申請により、法又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定による確認、許可、認定又は指定を受けたときは、市長又は建築主事は、当該確認、許可、認定又は指定を取り消すことができる。

（規則への委任）

第５９条の７ この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第７章 罰則

第６０条 第２条第１項若しくは第３項（第３条第３項において準用する場合を含む。）、第３条第１項若しくは第２項、第４条、第４条の２、第５条、第６条、第８条、第１１条から第１３条まで、第１４条第１項、第１５条第１項若しくは第２項、第１８条、第１９条第１項若しくは第２項、第２０条、第２１条、第２３条第１項若しくは第２項、第２４条、第２５条、第３０条

第1項、第31条、第32条、第33条第1項、第34条、第35条、第37条から第43条まで、第44条第1項若しくは第3項から第5項まで又は第48条から第52条までの規定に違反した場合における当該建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築物の建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築物の建築主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、昭和43年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則（昭和47年4月1日条例第12号改正）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年6月11日条例第16号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年10月11日条例第32号改正）

この条例は、規則で定める日（昭和52年11月1日）から施行する。

附 則（昭和57年7月6日条例第17号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年10月9日条例第18号改正）

この条例は、規則で定める日（昭和62年11月16日）から施行する。

附 則（平成４年３月３１日条例第８号改正）

この条例は、平成４年５月１日から施行する。

附 則（平成４年６月２９日条例第１４号改正）

この条例は、平成４年７月１日から施行する。

附 則（平成５年３月３０日条例第１０号改正）

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成４年法律第８２号）の施行の日（平成５年６月２５日）から施行する。

附 則（平成５年６月２５日条例第１５号改正）

- １ この条例は、規則で定める日（平成５年６月２５日）から施行する。
- ２ 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成４年法律第８２号）第１条の規定による改正後の都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２章の規定による用途地域に関する決定に係る告示の日までの間は、この条例による改正後の苫小牧市建築基準法施行条例第４条の３の規定は適用せず、この条例による改正前の苫小牧市建築基準法施行条例第４条の３の規定は、なおその効力を有する。
- ３ この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成９年４月１日条例第２２号改正）

- １ この条例は、平成９年６月１日から施行する。
- ２ この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成１１年１２月２８日条例第２８号改正）

- １ この条例は、平成１２年４月１日から施行する。
- ２ この条例による改正後の苫小牧市建築基準法施行条例第５９条の２から第５９条の４までの規定は、この条例の施行の日以後にする確認、検査、許可、認定又は認定の取消しの申請（以下「確認申請等」という。）について適用し、同日前にした確認申請等については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 12 月 28 日条例第 46 号改正）

- 1 この条例は、平成 13 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 12 月 28 日条例第 29 号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日条例第 11 号改正）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 24 日条例第 14 号改正）

この条例は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。ただし、第 1 条中苫小牧市建築基準法施行条例第 15 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 29 日条例第 58 号改正抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条及び第 2 条の規定並びに第 3 条中苫小牧市地区計画区域内建築物の制限に関する条例第 14 条の改正規定並びに次項の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（手数料に関する経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の苫小牧市建築基準法施行条例第 59 条の 2 から第 59 条の 4 まで及び別表 1 から別表 3 までの規定は、第 1 条の規定の施行の日以後にする確認、検査、承認、指定、許可、認定又は指定、許可若しくは認定の取消しの申請（以下「確認申請等」という。）に係る手数料について適用し、同日前にした確認申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

- 4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によるこ

ととされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成１９年３月２３日条例第１３号改正）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日（平成１９年６月２０日）から施行する。ただし、第５７条の４第４項の改正規定及び次項から附則第４項までの規定は公布の日から、第１９条第１項の改正規定は平成１９年４月１日から施行する。

（利用者用の廊下等に関する経過措置）

- 2 第５７条の４第４項の改正規定の施行の際現に建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認を受けるためにされている申請又は法第１８条第２項の規定によりされている通知に係る建築物の計画並びにこれに基づき建築された建築物及びその敷地に対する確認、検査等の基準については、この条例による改正後の苫小牧市建築基準法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第５７条の４第４項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第５７条の４第４項の改正規定の施行前に法第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認又は法第１８条第３項の規定による確認済証の交付を受けた建築物の計画であつて、第５７条の４第４項の改正規定の施行の際当該工事に着手していないものに基づき建築された建築物及びその敷地に対する検査等の基準については、改正後の条例第５７条の４第４項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）附則第４１条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設については、当該身体障害者更生援護施設を改正後の条例第５７条の４第４項に規定する障害者支援施設とみなして、同項の規定を適用する。

(手数料に関する経過措置)

- 5 改正後の条例第59条の2、第59条の3及び第59条の4並びに別表1、別表4及び別表7の規定は、この条例の施行の日以後にする通知又は承認の申請に係る手数料について適用し、同日前にした通知又は承認の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年7月6日条例第24号改正)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 苫小牧市手数料条例(平成12年条例第10号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成28年12月12日条例第30号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日条例第12号改正)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月21日条例第32号改正)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第1項の表の改正規定は、平成31年1月15日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年9月25日条例第18号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年9月28日条例第20号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月17日条例第8号改正)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日条例第16号改正)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 1 月 2 9 日条例第 2 9 号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 2 8 日条例第 1 2 号改正）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の苫小牧市建築基準法施行条例第 5 9 条の 2、第 5 9 条の 3 及び別表 1 から別表 4 までの規定は、この条例の施行の日以後にする確認、検査、指定、許可、認定又は指定、許可若しくは認定の取消しの申請（以下「確認申請等」という。）に係る手数料について適用し、同日前にした確認申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

別表 1（第 5 9 条の 2 関係）

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	15,000円 (当該申請等に係る建築物が令第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物の場合(以下「確認の特例の場合」という。)にあつては、12,000円)
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	24,000円 (確認の特例の場合にあつては、19,000円)
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	36,000円

	(確認の特例の場合にあつては、 28,000円)
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	48,000円
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	78,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	99,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	200,000円
5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	320,000円
1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	480,000円
2万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	720,000円
5万平方メートルを超えるもの	960,000円

備考 この表において、床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

別表1の2（第59条の2関係）

建築物の用途	手数料の額
一戸建ての住宅	8,000円

共同住宅	32,000円
------	---------

別表 2 (第 5 9 条の 3 関係)

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	20,000円 (当該申請等に係る建築物が令第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物の場合(以下この表及び別表3において「検査の特例の場合」という。)にあつては、13,000円)
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	23,000円 (検査の特例の場合にあつては、16,000円)
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	27,000円 (検査の特例の場合にあつては、20,000円)
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	35,000円
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	58,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	73,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	150,000円

5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	190,000円
1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	230,000円
2万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	330,000円
5万平方メートルを超えるもの	430,000円

備考 この表において、床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

別表3（第59条の3関係）

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	18,000円 (検査の特例の場合にあつては、 12,000円)
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	22,000円 (検査の特例の場合にあつては、 15,000円)
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	26,000円 (検査の特例の場合にあつては、 19,000円)
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	34,000円
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	56,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	71,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	140,000円

5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	180,000円
1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	220,000円
2万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	320,000円
5万平方メートルを超えるもの	420,000円

備考 別表2 備考の規定は、この表における床面積の合計の算定について適用する。

別表4（第59条の3の2関係）

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	15,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	18,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	22,000円
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	29,000円
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	39,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	52,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	130,000円
5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	160,000円
1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	200,000円
2万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	300,000円
5万平方メートルを超えるもの	400,000円

別表5（第59条の4関係）

指定、許可、認定並びに指定、許可及び認定の取消し	手数料の額
法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定	1件につき 130,000円
法第42条第1項第5号の規定に基づく道の位置の指定	1件につき

	37,500円
法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定	1件につき 43,000円
法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可	1件につき 苫小 牧市建築審査会の 同意を得て市長が 定める基準に該当 する場合は43,000 円、その他の場合 は87,200円
法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可	1件につき 87,200円
法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定	1件につき 48,500円
法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可	1件につき 193,000円
法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可	1件につき 193,000円
法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可	1件につき 法第 48条第16項第1号 に該当する場合は 61,600円、同項第2 号に該当する場合 は193,000円、その 他の場合は 259,000円
法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条	1件につき

第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可	186,000円
法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定	1件につき 48,500円
法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可	1件につき 193,000円
法第53条第4項及び第5項の規定に基づく壁面線の指定等がある場合の建築物の建蔽率に関する特例の許可	1件につき 87,200円
法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可	1件につき 87,200円
法第53条の2第1項第3号又は第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の許可	1件につき 193,000円
法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定	1件につき 48,500円
法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可	1件につき 193,000円
法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可	1件につき 193,000円
法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可	1件につき 193,000円
法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	1件につき 48,500円
法第57条の2第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定	1件につき 敷地の数が2である場合は94,900円、敷地の数が3以上で

	ある場合は94,900 円に2を超える敷 地の数に37,500円 を乗じて得た額を 加算した額
法第57条の3第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の 取消し	1件につき 15,800円に指定を 取り消そうとする 敷地の数に13,500 円を乗じて得た額 を加算した額
法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関 する特例の許可	1件につき 226,000円
法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の 許可	1件につき 193,000円
法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、 建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可	1件につき 193,000円
法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可	1件につき 193,000円
法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分 の高さに関する特例の許可	1件につき 193,000円
法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さ、同条第2 項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置又は同条第3項第 2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可	1件につき 226,000円
法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関す る制限の適用除外に係る認定	1件につき 70,000円
法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2	1件につき

項の規定に基づく建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	48,500円
法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可	1件につき 193,000円
法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定	1件につき 48,500円
法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可	1件につき 193,000円
法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定	1件につき 48,500円
法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の認定	1件につき 48,500円
法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可	1件につき 193,000円
法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可	1件につき 130,000円
法第85条第7項の規定に基づく1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可	1件につき 193,000円
法第86条第1項の規定に基づく一団地内の建築物に関する特例の認定	1件につき 建築物の数が1又は2である場合は86,400円、建築物の数が3以上である場合は86,400円に2を超える建築物の数に37,500円を乗じて

	得た額を加算した額
法第86条第2項の規定に基づく一定の一団の土地の区域内の建築物に関する特例の認定	1件につき 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合は86,400円、建築物の数が2以上である場合は86,400円に1を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額
法第86条第3項の規定に基づく一団地内の建築物に関する特例の許可	1件につき 建築物の数が1又は2である場合は193,000円、建築物の数が3以上である場合は193,000円に2を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額
法第86条第4項の規定に基づく一定の一団の土地の区域内の建築物に関する特例の許可	1件につき 建築物（既存建築物を

	除く。以下この項において同じ。) の数が1である場合は193,000円、建築物の数が2以上である場合は193,000円に1を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額
法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定	1件につき 建築物（新築又は増築等に係る建築物をいう。以下この項において同じ。) の数が1である場合は86,400円、建築物の数が2以上である場合は86,400円に1を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額
法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の許可	1件につき 建築物（新築又は増築

	等に係る建築物をいう。以下この項において同じ。) の数が1である場合は193,000円、建築物の数が2以上である場合は193,000円に1を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額
法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可	1件につき 建築物（新築又は増築等に係る建築物をいう。以下この項において同じ。) の数が1である場合は193,000円、建築物の数が2以上である場合は193,000円に1を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額
法第86条の5第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物の認定	1件につき

又は一敷地内許可建築物の許可の取消し	15,800円に現に存する建築物の数に13,500円を乗じて得た額を加算した額
法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定	1件につき 48,500円
法第86条の8第1項の規定に基づく2以上の工事の全体計画の認定	1件につき 50,800円
法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく2以上の工事の全体計画の変更の認定	1件につき 17,500円
法第87条の2第1項の規定に基づく2以上の工事の全体計画の認定	1件につき 50,800円
法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等の使用の許可	1件につき 130,000円
法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可	1件につき 193,000円
令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の法第43条第1項の適用除外に係る範囲の認定	1件につき 48,500円
令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の法第44条第1項の適用除外に係る範囲の認定	1件につき 48,500円
令第137条の16第2号の規定に基づく既存の建築物の移転制限の適用除外に係る範囲の認定	1件につき 48,500円